

「総合特区制度」の概要

日本再生戦略の11の成長戦略全体を包摂した、成長に向けた活性化の突破口

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメードで総合的(規制・制度の特例・税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施
⇒ ライフノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口
- ※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加
- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

- (3) 財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H24予算：138.4億円) < H25予算要求額：151億円>
- (4) 金融上の支援措置：利子補給制度(O.7%以内、5年間)の創設 (H24予算1.6億円) < H25予算要求額：3.16億円>

地域活性化総合特区について

【とやま地域共生型福祉推進特区】

目標

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活
が継続できる「共生社会」の実現

解決策

新たな規制の特例措置などの提案

解決策1

- 障害者の雇用・就労の促進

- ・一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労
の場の確保
- ・一般就労へ結びつける環境づくり

解決策2

- 障害者・高齢者等の地域生活の支援の促進

- ・通所介護事業所のサービス充実による多様な福祉
サービスの提供

解決策3

- 障害者・高齢者の住まいの確保

- ・認知症高齢者と障害者が共生できる環境整備
ホームの整備

- 福祉的就労の規模要件の緩和
- △障害者雇用報奨金の小規模事業者への適用
(今後協議予定)

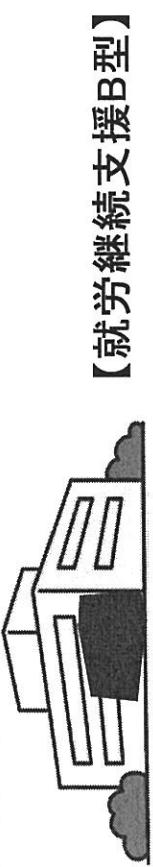
- △地域共生加算(仮称)の創設や指定事業所と同様
の加算適用(送迎加算が実現)
- 通所介護事業所での高齢者、障害者の宿泊サービ
スの提供
- △認知症グループホームでの居宅サービスの利用(協議中)
- △病児・病後児保育の要件緩和(今後協議予定)

- △障害者グループホーム等の改築などに対する補助制度
の改善(現行制度の運用の中で実現)
- 認知症高齢者と障害者が共に生活できるグループ
ホームの整備

①富山型デイサービスを福祉的就労の場として拡大するための基準の緩和

- ・ 中心となる富山型デイサービスの運営法人が「就労継続支援B型事業所の指定を受け、県内の他の複数の事業所を「施設外就労先」としてグループ化。それぞれの事業所が障害者を受け入れることにより、全体として一定の利用者（20人程度）を確保。

富山型デイA

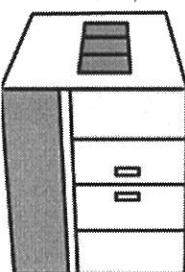


就労継続支援B型事業所
と請負契約

事務所

【就労継続支援B型】

就労継続支援B型事業所
と請負契約



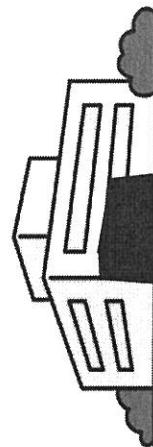
①全ての利用者が
施設外でも可

就労継続支援B型事業所
と請負契約

②施設外就労先1箇所につき1名で
も可。ただし、職員が同行

指定事業所の運営経費が自
立支援給付の対象に

富山型デイB



就労継続支援B型事業所
と請負契約

就労継続支援B型事業所
と請負契約

卒業後は、
富山型デイ
サービスで動
きたいなあ。

現状と期待される効果

- 富山型デイサービスにおいては、障害者が「有償ボランティア」として就労しながら事業所スタッフによる支援を受けている例が多数見受けられる。
- 特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方（就労意欲）を生み出す効果も期待できる。

②グループホームにおける障害者支援の拡充等（住まいの場）

- 市町村の条例に規定することにより、認知症グループホームと障害者グループホームと一體的に整備する場合、日常生活に必要な共用設備（玄関、風呂、トイレ、食堂等）については兼用が可能に

